横浜市墓地等設置財務状況審査会運営要綱

制 定 平成 23 年 8 月 30 日 健生活第 642 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例(平成23年2月横浜市条例第5号。以下「条例」という。)第17条第1項の規定に基づき設置する横浜市墓地等設置財務状況審査会(以下「審査会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第2条 条例第18条第2項に定める法律又は財務に関して学識経験のある者とは、次に掲げる ものとする。
 - (1) 弁護士の資格を有する者
 - (2) 公認会計士の資格を有する者
 - (3) 不動産鑑定士の資格を有する者
 - (4) 中小企業診断士の資格を有する者

(会長及び副会長の任期)

- 第3条 会長及び副会長の任期は、その委員の委嘱期間とする。
- 2 会長又は副会長が欠けたときは、最初に開かれる委員会において委員の互選により定める。

(委員の禁止行為)

- 第4条 委員は、次に掲げる行為を行ってはならない。
 - (1) 職務上知り得た秘密を漏らすこと。その職を退いた後も、同様とする。
 - (2) その職の信用を傷つけ、又は委員の職全体の不名誉となるような行為をすること。

(委員の解職)

- 第5条 市長は、委員が次の各号の一に該当する場合には、その意に反してこれを解職することができる。
 - (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めた場合
 - (2) 刑事事件に関し処罰された場合
 - (3) 前条各号の一に該当する行為を行った場合

(審査会の召集及び定足数)

第6条 審査会は、会長が召集し、委員の2分の1以上の出席により、成立する。

(意見等の聴取の要請等)

第7条 審査会は、審査を行うにあたり、必要があると認めるときは、財務状況の報告書を提出 した者その他関係者に対し意見を聴くために出席を求め、及び必要な資料の提出を求めるよう 市長に要請することができる。

(審査結果の報告)

- 第8条 条例第17条第3項に規定する意見は、会長を除く出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 2 前項の意見は、財務状況審査結果報告書(1号様式)により行うものとする。

(会議録の作成)

第9条 審査会は、会議録を作成するときは、議事内容(決定事項、審議経過等)のほかに、次

に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 日時
- (2) 開催場所
- (3) 議題
- (4) 資料名
- (5) 出席委員及び欠席委員
- (6) 開催形態(公開、非公開等)
- (7) その他委員会が必要と認める事項
- 2 前項において、会議録は、各委員の確認を受けるものとする。

(庶務)

第10条 審査会の庶務は、健康福祉局健康安全部生活衛生課において処理する。

附則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

財務状況審査結果報告書

年 月 日

(報告先) 横浜市長

横浜市墓地等設置財務状況審査会

印

横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例第17条第3項の規定により、次のとおり報告します。

墓地 ・ 納骨堂 ・ 火葬場	経営者	
	計画の位置	
審査の結果		

(A4)